

# ゴルフ場利用約款

(約款の適用)

第1条 当ゴルフ場を利用される方(会員・非会員を問わず)は、当クラブ会則(クラブ規約)、細則等によるほか、本約款に従ってご利用いただきます。

(利用契約の成立)

第2条 当ゴルフ場においてプレー使用する方は、当日フロントにおいて、所定の名簿に署名して下さい。それにより、当クラブ(会社)は署名者の施設利用をお引き受けすることになります。受付のカードをお持ちの場合は、フロントに受付カードを提出し所定の手続きを受けてください。その手続きを経てプレーを開始する時から施設利用をお引き受けすることになります。

(利用の申込み、予約金、違約金等)

第3条 プレーの申込みは、原則として3ヶ月前からプレー前日までの間に、予約者(複数の場合はその氏名と代表者名)、予約日及びスタート希望時間、連絡先を明示して申込んで下さい。

申込に際しては、予約金のお支払を求めることがありますが、その取扱い及び違約の場合の  
手続きについては、当ゴルフ場の別に定める予約金取り扱い規定に従っていただきます。

上記予約者が、所定の定員に満たない場合は、当日においても、プレーの申込をすることができます。

(利用の拒絶)

第4条 当ゴルフ場は、次の場合には利用をお断りすることがあります。

- 1 満員でスタート時間に余裕がないとき
- 2 ビジターについては、メンバーの同伴又は紹介等がないとき
- 3 天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき
- 4 利用者が集団的にまたは常習的に暴力不法行為を行うおそれがある者と認められるとき、その他公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為をなすおそれがある者と認められるとき
- 5 その他の理由により当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由があるとき

(休業日、開場時間)

第5条 当ゴルフ場の各施設の休業日と開場時間は当ゴルフ場の定めるところによります。ただし、臨時的に変更することがあります。

(暴力団排除条項、暴力団員等の入場、施設利用の拒否権)

第6条 当ゴルフ場は、次の場合には利用をお断りします。

- 1 当ゴルフ場は、いわゆる暴力団と称される組織・又は暴力団の構成員と認められる者の入場及び施設利用を固くお断りします。予約後認知した場合は、その契約を無効とし、施設の利用開始後認知した場合は直ちに退場していただきます。
- 2 公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為をなすおそれがある者と認められる場合
- 3 当ゴルフ場に対し好ましくない行為があったとき
- 4 天災その他やむを得ない事情により施設の利用ができないとき
- 5 刺青(シール等類似するものを含む)のある方
- 6 その他本約款に違反したとき

(貴重品)

第7条 貴重品は備付けの貴重品ロッカーをご利用ください。当ゴルフ場は原則としてフロント窓口等でお預りは致しません。

(携帯品・自動車)

第8条 携帯品や駐車場の自動車についても、責任を負いかねます。

(ロッカーの鍵)

第9条 ロッカーの鍵は、当ゴルフ場ではお預りいたしません。ロッカー鍵を紛失された場合は、当ゴルフ場の定める補償金取扱い規定に従っていただきます。

(プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第10条 ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の責任でプレーしていただきます。

(ティグラウンドにおける素振り)

第11条 素振りは、ティマーク内の打席又は特に指定された場所以外ではなさらないでください。プレーヤーはみだりにティグラウンドに立ち入らないでください。

(飛距離の確認)

第12条 先行組に対して、継続組の打者はキャディのアドバイス如何にかかわらず自己の飛距離を判断して先行組に打ち込まないよう打球してください。

(フォアキャディの合図)

第13条 フォアキャディの合図は、先行組が通常二打目を

打ち終わり通常の飛距離外に前進したと判断される時の合図でありますから、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して打球してください。

(打者の前方へ出ないこと)

第14条 同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないでください。

(隣接ホールへの打込み)

第15条 隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重に打球してください。

(退避)

第16条 後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは、後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避してください。

(ホールアウト後の退去)

第17条 ホール・アウトした場合は、直ちにグリーンを去り後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んでください。

(雷等異常荒天の場合)

第18条 プレーヤーへの緊急警報としてサイレンを使用します。

- 1 この場合長いサイレンを一回鳴らしてお知らせいたします。この警報はプレー中断の上一時待機を通知するもので、プレーの中止ではありません。大雨時に傘を差してプレー時等、サイレンが聞こえにくくなる場合もございますのでご注意ください。プレー再開する場合は、再び長いサイレンを一回鳴らしお知らせします。
- 2 サイレンが鳴った場合、直ちにプレーを中断し避難場所(場内別途掲示)等安全と思われる場所へ避難してください。
- 3 落雷により乗用カートの電磁誘導線(レールの場合には中央部に・舗装道路の場合は切り込みのある部分)を伝って感電するおそれがあります。移動の際は誘導線上に立ったり近づかないようご注意ください。
- 4 緊急又は危険を感じる場合等、サイレンの有無にかかわらず、プレーヤー自身の判断で避難してください。

(乗用カートの使用)

第19条 乗用カートは、リモコン(無人)で走行いたします。カート前方に出ない等、プレーヤー自身にも衝突防止の為の注意義務があるものとします。乗

用カートに故障等のおそれのある場合は、直ちに係員に申し出てください。

(火気使用の禁止)

第20条 コース内やクラブハウス内の火気使用は所定の場所以外は厳禁いたします。マッチの燃え殻、煙草の吸殻は必ずよく消して灰皿にお入れください。

(違背の場合の責任)

第21条 利用者が第10条、第11条、第12条、第13条、第15条及び第19条に違背し第三者に障害等の事故を発生させた場合、第10条、第11条、第14条、第16条、第17条、第18条及び第19条に違背し、自ら障害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。

(プレー終了後のクラブ確認)

第22条 利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し、間違いがないか慎重に確認してください。確認後は、クラブの不足、瑕疵等について当ゴルフ場は責任を負いません。

(施設に損害を与えた場合)

第23条 利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額を支払っていただきます。

(施設内への持込品)

第24条 施設内に下記のものを持込むことをお断りいたします。

- 1 飲食物
- 2 動物等のペット類
- 3 著しく悪臭を放つもの
- 4 銃砲刀剣類
- 5 発火、爆発のおそれがあるもの
- 6 騒音を発するもの

(行為の禁止)

第25条 施設内では下記の行為はお断りいたします。

- 1 賭博、その他風紀を乱す行為等
- 2 物品販売、宣伝広告等の行為等
- 3 利用者以外のコース内立ち入り
- 4 大声を出したり他人に迷惑を及ぼす行為、又は不快感を与える行為等